わかりやすい議会用語辞典

多古町議会は、町民にわかりやすい議会運営を目指しています。本会議場でよく使われる議会用語をまとめましたので、本会議傍聴や会議録閲覧の参考にしてください。

あ行	
委員会（いいんかい）	本会議で付託された議案や請願について、専門的、能率的に審査をするための機関です。多古町議会では、２常任委員会（総務産業建設・文教厚生）及び議会運営委員会と２特別委員会（空港対策・議会広報）が設置されています。
委員会付託（いいんかいふたく）	議案の審査を詳細かつ効率的に行うため、各常任委員会に議案や請願の審査を任せることです。
委員長報告（いいんちょうほうこく）	委員会は付託議案の審査を終了したときは、議案等の審査結果と経過報告を本会議場で委員長が口頭で行います。その後、委員長報告に対する質疑、討論、採決と進みます。
意見書（いけんしょ）	町政を進めていく上で、町単独では解決が難しい問題があります。このようなときに、町議会から意見書を国会や関係行政庁へ提出し問題の解決を働きかけます。
一部事務組合議会等の議員（いちぶじむくみあいぎかいとうのぎいん）	行政の効率化を図るため、消防やごみ処理事業など特定の事務を関係する市町村で共同処理しています。一部事務組合は特別地方公共団体として議会が置かれ、多古町議会から議員を選挙しています。一部事務組合には、東総衛生組合、香取広域市町村圏事務組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合、千葉県後期高齢者医療広域連合があります。
一事不再議（いちじふさいぎ）	本会議で一度議決された議案は、同一会期中は再び議案とすることはできないという原則です。ただし、次の議会で再提出することは可能です。
一般質問（いっぱんしつもん）	町の行政事務一般について議員が質問することです。質問者は議長の定めた期間内にその要旨を文書で通告しなければならず、発言の順序は議長が定めています。
延会（えんかい）	議事日程に記載した事件が終了せず、他日に伸ばしてその日の会議を閉じることです。
演壇（えんだん）	議員及び執行部が提案理由の説明や答弁を行う場所です。議長席の前に設けています。
か行	
開会（かいかい）	議会を開くことです。本会議初日に議長が宣言し、議会が始まります。
会期日程（かいきにってい）	議会が活動できる期間（開会から閉会まで）です。本会議初日に会期の決定を行います。「会期は本日から〇月〇日までの〇日間」という定め方をします。

開議（かいぎ）	議長が宣言することで、その日の本会議を開くことです。
会議時間の延長（かいぎじかんのえんちょう）	１日の会議時間は午前１０時から午後５時までと会議規則に定められていますが、午後５時近くになっても審議が終わらない場合、議長が会議時間の延長を宣告します。
会議録（かいぎろく）	本会議の記録です。会議録は、議会事務局や図書館で閲覧することができます。
会議録署名議員（かいぎろくしょめいぎいん）	会議録に署名する議員を議長が本会議で指名します。地方自治法で２人以上の議員を指名することになっています。
監査委員（かんさいいん）	地方自治体の財政や事業に対して監査を行う機関です。多古町の監査委員は２名であり、そのうち１名は議員から選出されます。
簡易採決（かんいさいけつ）	議長が議案について異議がないかを諮り、異議がない場合は可決とする方法です。通常全員の賛成が見込まれる場合に行われます。
議案（ぎあん）	町長や議員が議会に提案する案件で、議決の対象となるものです。予算、決算、条例改正、意見書、決議、人事案件などがあります。
議員発議（ぎいんはつぎ）	議案は、通常町長から提案されますが、議員もしくは委員会からも発議（提案）することができます。 議員提案では主に意見書、決議、条例案等が提案されます。
議員派遣（ぎいんはけん）	調査、研究のため必要があるときは、議会の議決（派遣の目的、派遣先、派遣期間、派遣議員）で議員を派遣しています。議会の閉会中で議会の議決が得られない場合は、議長が決定し次の議会で報告しています。
議会運営委員会（ぎかいうんえいいいいんかい）	議会の運営に関する事項や会議規則等、様々な話し合いを行います。多古町議会では、６名の議員で構成しています。
議決（ぎけつ）	議案等に対し議会の意志（可否）を決定することで次のような種類があります。 ・可決（否決）:『予算、条例、契約、意見書、決議、その他』に関する議案 ・認定（不認定）:『決算』に関する議案 ・承認（不承認）:『専決処分』に関する議案 ・同意（不同意）:『人事案件』に関する議決 ・採択（不採択）:『請願、陳情』にかんする議案
議席（ぎせき）	本会議で議員が着席する場所です。議席には、１番から１４番までの番号と氏名が記載されています。
議事日程（ぎじにってい）	本会議の１日の予定表です。議事日程に記載する事項は、会議の日時、会議に付する事件及びその順序が記載されます。議員、執行部、傍聴者にもその日の議事日程が配布されます。
議場（ぎじょう）	本会議が開かれる場所です。多古町の議場は役場３階にあり、傍聴者用の席が用意されています。中学生以上ならどなたでも傍聴できます。
議長・副議長（ぎちょう・ふくぎちょう）	議会を代表するのが議長です。議長・副議長は議員の中から選挙で選ばれます。副議長は議長が欠けたときや不在のときに代わりを務めます。

休会（きゅうかい）	会期中において議案調査や事務整理のため、議会が開かれないことです。休日も休会となります。
起立採決（きりつさいけつ）	議案に対して議員が賛否の意思表示を起立により行う方法です。その他に正確を期すため投票による採決もあります。
継続審査（けいぞくしんさ）	委員会に付託された議案について、定例会中に審査が終了せず、なお引き続き検討が必要な場合に閉会中（議会終了後）に審査を行うことができるものです。委員会で事件の継続審査を決定し、本会議での議決を必要とします。
さ行	
採決（さいけつ）	議長が議員に議案の賛否の意思表示を求めることです。
散会（さんかい）	１日の議事日程に記載した事件が終了し、その日の会議を閉じることです。
質疑（しつぎ）	町長や議員から提案された議案に対して、疑問点を提出者に問い質すことです。
指名推薦（しめいすいせん）	議会における選挙は、通常投票により行われますが、議員の中に異議がなければ指名された人を当選人とする方法です。
紹介議員（しょうかいぎいん）	請願を議会に提出するために必要な１人以上の議員です。紹介議員は請願の内容に賛同する者で委員会付託後、委員会で説明を求められることもあります。
招集（しょうしゅう）	議会を開くために議員に日時、場所を指定して集合することを求めることです。本会議は町長が招集しますが、委員会は委員長が招集します。
常任委員会（じょうにんいいんかい）	本会議で付託された議案について詳細に審査を行うのが委員会です。所管ごとに担当する委員会が定められ、多古町議会には２つの委員会（総務産業建設・文教厚生）があります。
除斥（じょせき）	審議を行うとき、審議内容と利害関係にある議員がいるときは、公平を保つため該当する議員を審議終了まで、議場から退席させることです。主に議長、副議長、議会選出の監査委員などの選挙が該当します。
審議未了（しんぎみりょう）	議案について結論（可決・否決等）が出ないまま定例会が終了することで、提案された議案が消滅することです。
請願（せいがん）	意見や要望を行政に反映させるため、その内容を議会に対して文書で提出することです。請願には１名以上の紹介議員が必要です。請願は所管する委員会で審査を行い、本会議で採決されます。
専決処分（せんけつしょぶん）	議会を招集する時間的余裕がないとき、町長が議会に代わって議案を決定することです。専決された議案は次の議会に上程され承認するかどうか審議を行います。
た行	
陳情（ちんじょう）	請願と同じく、住民が議会に対して、「～してほしい」と文書によって希望を述べるものですが、請願と違い議員の紹介を必要としません。

通告（つうこく）	議員が一般質問する際に、事前に議長に発言内容を伝えることです。通告は文書で行われ、能率的な議会運営に役立っています。
定足数（ていそくすう）	会議を開く時に最低限必要な人数のことです。地方自治法の規定により議員定数（１４名）の過半数（７名以上）の出席が必要です。
定例会（ていれいかい）	定期的に開催される議会で、年４回開くことが条例で定められています。多古町議会では３月、６月、９月、１２月に招集されます。
討論（とうろん）	議案に対して賛成または反対の意見を表明し、賛否を表明していない議員を自分の意見に同調させることです。討論を行う場合、討論交互の原則により議長は、反対者、賛成者を交互に発言させます。
特別委員会（とくべついいんかい）	議会の議決により特別に設置される委員会です。委員会設置の目的が完了したときは消滅します。多古町議会では４つの特別委員会（空港対策・議会広報・予算・決算）があります。
は行	
発言の取り消し・訂正（ はつげんのとりけし・ていせい）	取り消しとは、不適当な発言を議事録から削除することで、訂正とは、単純な間違い発言を変更することです。取り消しは、議会の許可を要しますが、訂正は議長の許可となります。
閉会（へいかい）	議会を終了することです。
報告（ほうこく）	専決処分、繰越明許費などの案件をいいます。専決処分は承認の手続きが必要となりますが、それ以外は受理という扱いになります。
傍聴（ぼうちょう）	本会議や委員会（予算・決算）で審議内容を聞くことです。多古町議会では議場前で受付をするだけで傍聴できますが、各常任委員会は委員会室が手狭なため傍聴は差し控えさせていただいています。なお、傍聴人の会議を妨害する行為は禁止され、退場を命ずることがあります。
ら行	
臨時会（りんじかい）	年４回の定例会（３月、６月、９月、１２月）以外に臨時的に議会を開く必要がある場合に招集されます。臨時会は通常１日間ないし２日間の会期です。